

上尾市原市ふるさとの緑の景観地保全計画<概要版>

1 概要

上尾市原市ふるさとの緑の景観地は、首都25km圏内の県南東部、大宮台地に位置する。周辺は宅地、畠が占めている中でコナラを中心とした落葉広葉樹林がまとまって残されている。

2 自然環境等

多くの部分を占める雑木林は適度な管理がされているが、それ以外のほとんどの植生については管理がされていない状況である。

3 指定地の状況等

この景観地は昭和60年度に樹林地4.87haが指定されている。

「身近な緑公有地化事業」で指定地内の29.35% 1.43ha(合計)を埼玉県と上尾市で取得し保全を図っている。

山林所有者と埼玉県で任意により締結している緑の管理協定の締結状況については、平成21年度で2.41haと、公有地を除いた指定地に対し69.92%である。

よって、公有地と緑の管理協定締結地を合わせた保全面積は3.84haで、指定地の78.75%となっているが、指定当初から樹林地は減少しておらず住民の保全意識が高いものと考えられる。

4 保全計画の基本方針

(1) 緑の保全

・環境保全機能、住民の憩いの場としてのレクリエーション機能、災害時の避難地としての防災機能、郷土景観や歴史的価値のある緑地など住民の心理的効果に寄与する景観構成機能、多様な生物の生息空間など、緑地が有する様々な機能が発揮でき、次世代への誇りや財産として引き継ぐため、土地利用転換の抑制等を図ることにより、首都近郊に残された貴重な緑地を保全していく。

(2) 緑の再生

樹林地については、景観地内の樹木の萌芽更新や荒廃した樹林地の代替植生への転換等を図り、畠作地帯については、放棄された遊休農地を貸し農園や苗圃等、良好な景観をもたらす農地への転用を図るなど、緑を再生していく。

(3) 緑との共生

既に緑が減少してしまった区域においては、近接する緑地を憩いの場として安らげる住民共有の財産として保全していく仕組みづくりや住民一人一人が取り組める

住宅地の緑化などを推進することにより、緑のネットワーク形成を構築していく。

5 区域設定

(1) 緑の保全・再生区域

景観地内の緑の骨格軸として、多様な生物の生息空間としての機能やレクリエーション・防災機能・景観構成機能などを発揮するため、現存する豊かな緑を保全するとともに、山林荒廃地の代替植生への転換や遊休農地の活用などを図り、緑を再生する区域とする。

(2) 緑との共生区域

民間企業等の産業施設の緑化や緩衝緑地の創出、住宅地の緑化を図り、隣接する樹林地との緑のネットワーク形成を構築することにより、緑豊かな地域らしさを創出する区域とする。

6 施策方針

(1) 緑の保全・再生区域

① 緑地保全

まとまりある良好な景観を保全するため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組み（緑の管理協定締結者への、ふるさと埼玉の緑を守る奨励金交付）とともに土地の買い取り等を行い、レクリエーション、防災等の機能における重要な緑地として保全するための施策を展開していく。

【手法の例示】

・ 特別緑地保全地区の指定

周辺の山林が伐採される開発圧力等による改変が進む場合には、緑の保全区域を現状凍結的な保全方法として、都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定を検討する。

・ 保全する緑地の公有地化

緊急に緑地を保全しなければならない場合には、国庫補助の活用や身近な緑公有地化事業の活用を検討する。

② 緑の再生及び維持管理

良好な景観地を保全していくため、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例による継続した取り組みとともに、行政と市民との協働による下草刈りや清掃などの維持管理や荒廃した樹木の代替え植生への転換などの施策を展開していく。

また、緑地内に投棄されたゴミの回収や不法投棄防止パトロールなど、廃棄物問題に対し、関係機関とも連携を図りながら展開していく。

【手法の例示】

・ 緑化推進組織との連携・リーダーの養成

自然環境の維持管理に市民やNPO、事業者等さまざまな人、組織が参加できる包括的な体制づくりを進め、活動を支援する。また緑化推進団体等による緑づくりにおけるリーダー育成を支援する。

・ **各種協定制度の活用**

地域住民と行政が連携した維持管理活動の施策として、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「市民管理協定制度」の活用や都市緑地法に基づく市民緑地の活用を検討する。

また、上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例に基づく保存樹木等や特別緑地指定制度を推進する。

(3) 希少野生生物の保全

豊かな自然環境を保全するため、樹林地を適切に管理するとともに、希少野生生物の生息状況を定期的に把握する。

【手法の例示】

・ **希少野生生物のモニタリングの実施**

景観地内に生息する希少野生生物の生息状況を把握するため、モニタリング調査等を実施する。

(2) 緑との共生区域

① 活用

市街地化した宅地等の区域については、生活に潤いを与えてくれる緑に対して、日常的な維持管理活動を行う住民といった、景観地内特有の緑と住民の関係づくりを目指した身近な緑の地域づくりを推進していく。

また景観地内においても一定の開放空間を利用して、子どもの環境教育の場として活用を図る。

【手法の例示】

・ **緑化推進組織との連携・リーダーの養成（再掲）**

・ **次世代へ引き継ぐための環境教育の実施**

緑化推進組織の育成や拡大とあわせて、学校や子どもエコクラブなど環境学習の場として活用するとともに、緑化や自然保护などの体験を通じて緑の大切さを次世代に引き継いでいく。

② 創出

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度の推進のほか、上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例や開発指導要綱に基づき良好な自然環境を創出するため、工場や住宅などの緑化を推進することにより、住民が主体となった緑豊かな地域づくりを目指した施策を展開していく。

【手法の例示】

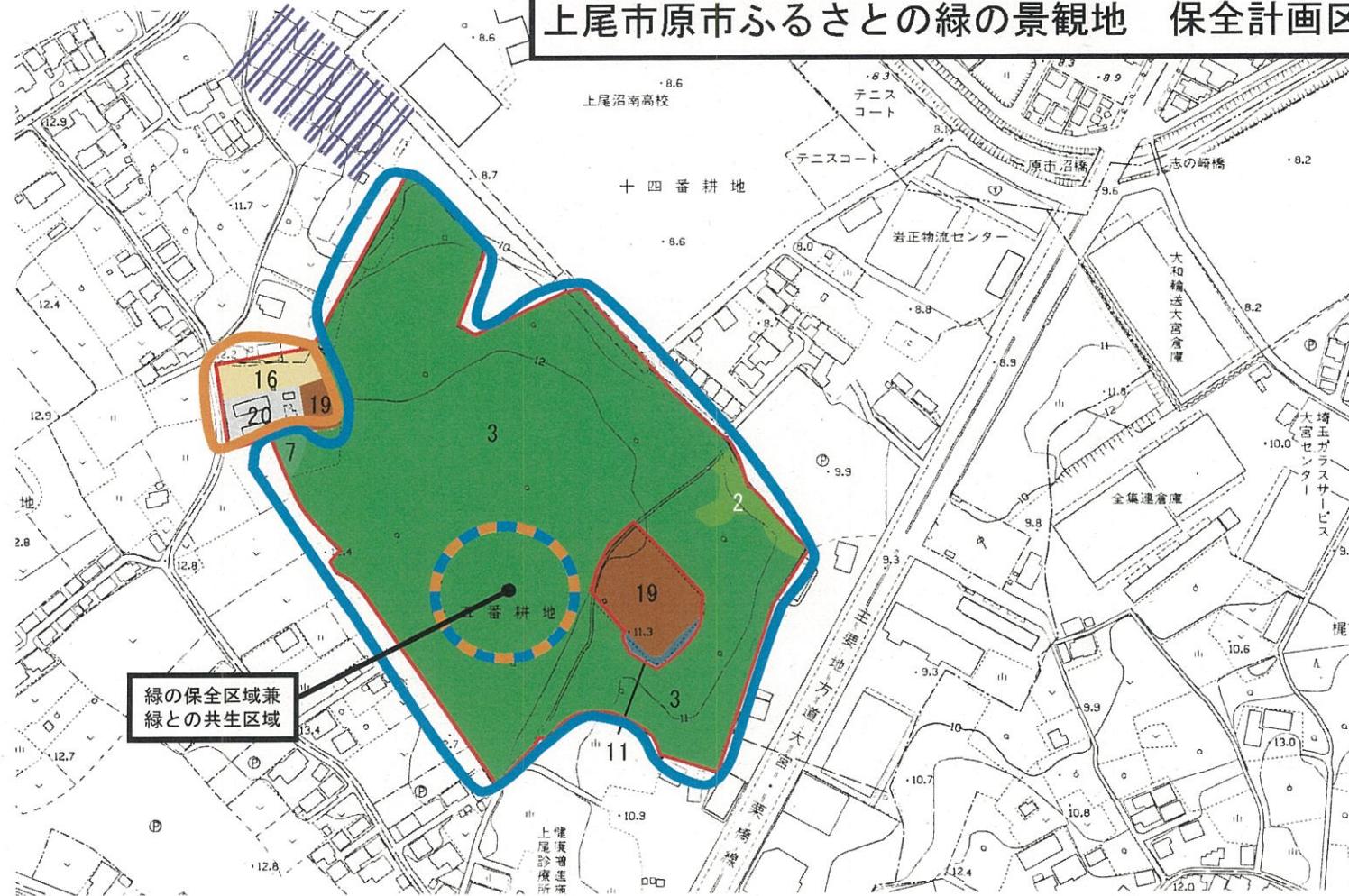
- ・ **産業系施設用地の緑化**

民間企業等の産業施設の緑化や緩衝緑地の創出を図るため、外周部への植栽など修景を主な目的とする緑化を進め、うるおいある景観を創出する。

- ・ **緑化の推進**

住宅地などの土地利用を行っている箇所については、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく緑化計画届出制度による緑化や上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例や開発指導要綱に基づく緑の保護育成などに土地所有者一人一人が取り組むことにより、緑豊かな地域づくりを推進する。

上尾市原市ふるさとの緑の景観地 保全計画区域図



凡例

- 指定地
- 緑の保全・再生区域
- 緑との共生区域
- ||||| 樹林の連続性

植生図凡例

I. 植生区分

- | | |
|---|----------|
| | 混交林 |
| | コナラ群落 |
| | 落葉広葉樹林 |
| | スギ・ヒノキ植林 |

II. その他土地利用

- | | |
|--|------------|
| | 空地雜草群落 |
| | 畠地 |
| | 宅地・工場地・道路等 |



0m

100m

200m

(上尾市原市)